

最高裁秘書第2005号

令和2年9月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和2年8月24日に答申（令和2年度（最情）答申第12号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和元年度（最情） 諒問第39号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和元年9月18日（令和元年度（最情）諮詢第39号）

答申日：令和2年8月24日（令和2年度（最情）答申第12号）

件名：公証人の公募前に現職裁判官に公証人ポストをあっせんする際のマニュアルの不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「公証人の公募前に、現職の裁判官に対し、公証人ポストをあっせんする際のマニュアル(最新版)」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年8月19日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

令和元年5月の特定報道機関の報道からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については、「公証人が公募される前に、最高裁判所が裁判官に対して公証人ポストをあっせんする際に使用しているマニュアル（最新版）」と整理した。

最高裁判所は裁判官に公証人ポストをあっせんしておらず、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和元年9月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 令和2年1月24日 | 審議 |
| ④ 同年7月17日 | 審議 |
| ⑤ 同年8月21日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 公証人は、法務大臣が任命するものとされ（公証人法11条），公証人となるための資格についても同法に規定されている（同法12条から13条の2まで）。そして、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、現在、公証人の任用については公募制度が採用されていることから、公証人となることを希望する者は、上記公募に応じ、所要の審査を経た上で法務大臣に任命される必要があり、最高裁判所はこのような公証人の公募及び任命には関与しておらず、最高裁判所が裁判官に対して公証人ポストをあっせんすることはないことが認められる。このことを踏まえて検討すれば、最高裁判所は裁判官に公証人ポストをあっせんしていないことから、本件開示申出文書は作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、特定報道機関の報道からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨主張するが、当該報道は最高裁判所事務総長の上記説明の合理性を覆すものではなく、同主張は採用できない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口正人

委員長 戸雅子